株主各位

新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号

北越製紙株式会社

代表取締役社長 CEO 岸本 晢夫

第171回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、本日開催の当社第171回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第171期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第171期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件本件は、上記各書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は1株につき6円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更1の件

本件は、原案どおり承認可決されました。平成21年10月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、紀州製紙株式会社を完全子会社とする株式交換を実施することに伴い、本定款変更(現行定款第1条)によって、商号を変更するものであります。ただし、本定款変更は株式交換効力発生日をもってその効力を生じるものといたします。なお、変更の内容は後記[定款新旧対照表]をご覧下さい。

第3号議案

定款一部変更2の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴う所要の変更(現行定款第7条、第8条、第9条、第10条、附則の新設)を行う

とともに、補欠監査役の予選の有効期間について選 任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会開催の時までとするよう、現 行定款第34条第4項の変更をおこないました。

(2) 株主の皆様の意思をより直接に反映させるべく、株主総会の決議により買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を決定することができるよう、現行定款第17条第1項(決議事項)の変更をおこないました。また、新株予約権の無償割当てを取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とするための根拠規定として、定款第11条の新設をおこないました。

なお、変更の内容は後記「定款新旧対照表」をご覧 下さい。

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛 策) の更新の件

本件は、原案どおり承認可決されました。本対応策の詳細については当社ホームページにて公表いたしております。次のURLにてご参照ください。 (http://www.hokuetsu-paper.co.jp/pdf/OSIRASE/20090430 release02.pdf)

第5号議案

取締役14名選仟の件

本件は、原案どおり岸本晢夫、田村潔、下越典彦、 赤川公一、菅原洋、細井和則、土田道夫、小野田荘平、 三輪正明の9名が再任、佐々木孝行、浅井文樹、春 木洋一、木下真一、加賀道夫の5名が新たに選任され、 それぞれ就任いたしました。

なお、加賀道夫は会社法第2条第15号に定める社 外取締役であります。

第6号議案

監査役1名選任の件 本件は、原案どおり土田文芳が再任され、就任いた

第7号議案

補欠監査役1名選任および選任取消の方法の件 本件は、原案どおり佐藤 久が選任され、また、選 任取消の方法についても原案どおり承認可決され ました。

第8号議案

取締役賞与支給の件

本件は、社外取締役を除く当期末時点の取締役13 名に対し、原案どおり取締役賞与総額55百万円を 支給することについて承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のと おり代表取締役および役付取締役が選任され、それぞれ 就任いたしました。

()内は従前の地位であります。

代表取締役社長 CEO 岸 本 晢 夫

常務取締役 田村 潔

常務取締役 下 越 典 彦(取 締 役)

常務取締役 赤川公一(取締役)

常務取締役 佐々木 孝 行(※ 新 任)

同日、監査役の互選により十田文芳は常勤監査役に選任 され、就任いたしました。

~取締役・監査役の役職および業務担当~

代表取締役社長 CEO

岸本哲夫

常務取締役 営業本部長

田村

常務取締役 技術開発本部長兼技術開発部長

兼海外 · 国内資源部担当兼資材部担当

下 越 典 彦

常務取締役 経営企画部担当兼経営管理部担当 兼情報システム部担当兼社長室長 赤川公一

常務取締役

佐々木 孝 行

役 新潟工場長兼洋紙事業総括

菅 原

役 総務部担当兼内部統制監査室担当

兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 細井和則

役 長岡特殊紙事業部長

土田道夫

役 関東工場長兼白板紙事業総括

小野田 荘 平

取締役営業本部副本部長(国内担当)

兼新潟営業所長

浅 井 文 樹

取締 彸

春 木 洋 一

取 締 役 営業本部副本部長(海外担当・物流担当)

兼営業企画部長兼社長室長補佐

木 下 真 一

取締役

加賀道夫

取締役 相談役

= 輪 正

常勤監査役

十 田 文 芳

常勤監査役

小 林 多加志

監 査 役

佐藤 歳二

監 査 役

内田一夫

~執行役員の役職および業務担当~

執 行 役 員 海外·国内資源部副担当兼資材部副担当

中村 一雄

執行役員資材部長 坂 本 平太郎

執 行 役 員 海外·国内資源部長

工 藤 秀 夫

執 行 役 員 営業本部大阪支社長

蛭川敬久

執行役員総務部長

阿部文男

執 行 役 員 新潟工場事務部長兼総務担当課長

矢 澤 秀 男

執 行 役 員 関東工場副工場長兼勝田工務部長

青 木 昭 弘

以 上

(下線は変更部分を示します。)

「定款新旧対照表」

現 行 定 款 変 重 後 第1章 総 則 第1章 総 則 (商号) (商号) 第 1 条 当会社は、北越製紙株式会社と称する。 第 1 条 当会社は、北越紀州製紙株式会社と称する。 2. 英文では、Hokuetsu Paper Mills, Ltd. と 2. 英文では、Hokuetsu Kishu Paper Co., 表示する。 Ltd. と表示する。 第 2 条 ~ 第 4 条 (条文記載省略) 第2条~第4条(現行どおり) 第2章 株式 第2章 株式 第 5 条 ~ 第 6 条 (条文記載省略) 第 5 条 ~ 第 6 条 (現行どおり) (株券の発行) (削除) 第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、500株とする。 第7条 当会社の単元株式数は、500株とする。 2. 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単 (削除) 元未満株式 | という。) に係わる株券を発行し ない。ただし、株式取扱規則に定めるところ についてはこの限りではない。 3. 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株 2. 当会社の単元未満株式を有する株主は、単元 主を含む。以下同じ。)は、単元未満株式につ 未満株式について会社法第189条第2項各号 いて会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 に掲げる権利以外の権利を行使することがで 以外の権利を行使することができない。 きない。

現 行 定 款	変 更 後
(株券の種類) 第9条 当会社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。	(削除)
(株主名簿管理人) 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第 <u>8</u> 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)
3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
第 <u>11</u> 条 ~ 第 <u>12</u> 条(条文記載省略)	第 <u>9</u> 条 ~ 第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(新株予約権無償割当てに関する事項の決定) 第11条 当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。
	前項に基づき新株予約権の無償割当てに関す る事項を決定するにあたっては、新株予約権

現 行 定 款	変更後
	の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得にあたり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>13</u> 条 ~ 第 <u>16</u> 条(条文記載省略)	 第 12 条 ~ 第 <u>15</u> 条 (現行どおり)
(決議事項) 第 17条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社の株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。	(決議事項) 第 16 条 株主総会においては、法令または本定款に別 途定めのある事項をその決議により定めるほか、 当会社の株式の大量取得行為に関する対応策 の導入、変更、継続および廃止に関する決議 を行うことができる。
2. (条文記載省略)	2. (現行どおり)
第 <u>18</u> 条 ~ 第 <u>31</u> 条(条文記載省略)	第 <u>17</u> 条 ~ 第 <u>30</u> 条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>32</u> 条 ~ 第 <u>33</u> 条(条文記載省略)	 第 <u>31</u> 条 ~ 第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(選任) 第 <u>34</u> 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(選任) 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠く	2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後
ことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」 という。)を選任することができる。	
3. 監査役および補欠者の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。	3. (現行どおり)
4. 補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来す る事業年度に関する定時株主総会が開催され るまでの間とする。	4. 補欠者の選任に係わる決議の有効期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
5. 補欠者は、法令または定款に定める監査役の 員数を欠くことになった時に就任する。	5. (現行どおり)
第 <u>35</u> 条 ~ 第 <u>49</u> 条 (条文記載省略)	第 <u>34</u> 条 ~ 第 <u>48</u> 条 (現行どおり)
(新設)	所則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日まで 有効とし、同日をもって削除するものとする。

配当金のお支払いについて

第 171 期期未配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間(平成 21 年 6 月 29 日から平成 21 年 7 月 31 日まで)内にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以上